

議案第42号

さぬき市税条例の一部改正について

さぬき市税条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年6月23日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市税条例の一部を改正する条例

さぬき市税条例（平成14年さぬき市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第34条の9第2項中「し、又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項本文中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同項ただし書、同条第3項、第5項本文及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定に

よって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項に規定を適用することができるものとし、当該市徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項各号列記以外の部分中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）」を加え、「によって徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によって徴収する」を「により徴収する」に改め、同項第2号中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「法第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

附則第15条の2第4項及び第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定は、令和7年1月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後のさぬき市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべきさぬき市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条ただし書の規定による施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

議案第43号

公有水面の埋立てに関する意見について

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、港湾管理者である香川県知事から意見を求められた公有水面の埋立てについては、異議のない旨回答したいので、同条第4項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年6月23日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

1 埋立区域の位置

- 1 工区 香川県さぬき市志度5367番3、5367番5及び5367番11の地先公有水面
- 2 工区 香川県さぬき市志度5367番11の地先公有水面
- 3 工区 香川県さぬき市志度5392番、5401番、5401番2及び1187番12に接する無番地の地先公有水面

2 埋立面積

- 1 工区 228.93平方メートル
- 2 工区 3.35平方メートル
- 3 工区 46.17平方メートル

3 埋立地の用途

道路用地及び護岸用地

4 出願人

所在地 香川県高松市番町四丁目1番10号
名称 香川県
代表者 香川県知事 池田豊人

議案第44号

工事請負契約の締結について（令和4年度大串半島活性化施設 建設工事）

令和4年度大串半島活性化施設建設工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及びさぬき市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成14年さぬき市条例第49号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年6月23日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 令和4年度大串半島活性化施設建設工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 一金201,300,000円
うち消費税及び地方消費税額18,300,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 香川県三豊市仁尾町仁尾辛15番地1
株式会社菅組
代表取締役 菅 徹 夫 |

議案第45号

工事請負契約の締結について（令和5年度（仮称）細川林谷記念館 建設工事）

令和5年度（仮称）細川林谷記念館建設工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及びさぬき市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成14年さぬき市条例第49号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年6月23日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 令和5年度（仮称）細川林谷記念館建設工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 一金338,800,000円
うち消費税及び地方消費税額30,800,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 香川県高松市中野町6番15号
株式会社日栄建設
代表取締役 三日月善夫 |

令和5年さぬき市議会第2回定例会議案

令和5年6月23日提出

市長提出議案

議案第46号 財産の取得について

議案第46号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及びさぬき市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成14年さぬき市条例第49号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年6月23日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- 1 取得する財産 電子黒板
- 2 取得の目的 教育ICT環境整備に伴う電子黒板の購入
- 3 取得価格 一金39,495,500円
うち消費税及び地方消費税額3,590,500円
- 4 契約の相手方 香川県高松市昭和町1丁目1番26号
四国通建株式会社 高松支店
支店長 藤田 一 司
- 5 契約の方法 指名競争入札